

# 市川市立柏井小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめ防止などのための対策に関する基本的な方針

### <基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止などのための対策を行う。

### <いじめの定義>

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の人的関係にある児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

### <学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習や運動、遊びやその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめ防止の施策

### (1) いじめ防止の基本方針

#### ①いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめの向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・いじめ防止対策推進法を児童、保護者に周知する。
- ・差別的発言や児童を傷つける発言など教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので厳に慎むこと。（発達障害についての理解を深める。）
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童の一人ひとりに自己有用感を高める。
- ・児童の自発的な活動を支援する。
- ・年間計画に基づき年に2回から3回ほどに、道徳や学級活動などですべての学級でいじ

めなどに関する指導を行う。(必要に応じて行う。)

## ②いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人(教職員)が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から積極的に認知するように努める。

(措置)

- ・いじめに関するアンケート調査を年3回実施する。(6月初旬、11月初旬、2月初旬)
- ・全学級が同じ日にち、時間帯に実施する。
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

## ③いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童の指導にあたる。その際、加害児童が反対に他の児童からいじめの対象にならないように配慮をする。

(措置)

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見及び通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における『いじめの防止組織』に直ちに情報を共有する。
- ・組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめた児童、保護者へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込みなどについては、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体などに重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署などに通報し、適切な援助を求める。

## (2) いじめ防止の組織

### ①名称及び組織構成など

(名称)

- ・『いじめ防止委員会』

(構成委員)

- ・学校基本方針の策定と周知…全職員
- ・日常的な業務……………教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年、教育相談教諭、養護教諭  
スクールサポートスタッフ、ライフカウンセラー

(役割)

- ・「学校基本方針」及び「柏井っ子の生活」「生活目標」に基づく取り組みの実施
- ・いじめの相談、通報の窓口（担任や学年他）
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者への対応、全職員への周知

### (3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が発生した疑い(児童の自殺の企画など)や相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長⇒教育委員会

- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめの解決に向けて必要な処置を講ずる。

### (4) 公表、点検、評価などについて

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本法が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。(生徒指導部会・いじめ防止委員会)

(措置)

- ・学校だより、ホームページなどで事項の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関しての統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめ問題への取り組みを、保護者、児童、教職員で評価し、評価の結果を踏まえて改善に取り組む。